

2017年12月28日

お客様 各位

中央労働金庫

休眠預金等活用法施行に伴う 総合口座等の「最終異動日等」の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2018年1月1日より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が施行されることを踏まえ、同日より、複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）における預金の最終異動日等について次のとおり取扱いますので、お知らせいたします。

なお、この取扱いは、法施行前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

1. 総合口座取引に係る預金の最終異動日等

複数の預金を組み合わせた商品（総合口座）における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(*)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして扱います。

(*)将来における債権の行使が期待される事由

将来における債権の行使が期待される事由とは、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律法施行規則第5条各号に掲げる最終異動日等とする事由をいいます。

以上